

# 大分県報

令和五年  
第三七三号  
一月十日

（火曜日）

## 目次

### 告示

- 生活保護法等による医療機関の指定……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の休止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………一
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二
- 生活保護法等による指定医療機関の廃止……………二

### 告示

#### 大分県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、次の医療機関を指定した。

令和五年一月十日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	指定年月日
聖陵岩里病院	医療法人聖陵会	日田市大字庄手字堀ノ上二四二	令 四・一・一
岩里薬局三隈店	合資会社岩里薬局	日田市大字庄手字堀ノ上二四五番三・二四五番四	令 四・一・一
楼蘭薬局	有限会社日田ヘルス&メディカルシステム	日田市大字庄手字堀ノ上二五七番の一	令 四・一・一

内田病院	医療法人博慈会	別府市末広町三番一号	令 四・一・一
松本小児科医院	医療法人松本小児科医院	別府市北浜二丁目五番五号	令 四・一・一
院内中央医院	医療法人安土会	宇佐市内町大副字下原四八三番一	令 四・一・一
つねとみ内科胃腸科クリニック	医療法人つねとみクリニック	別府市大字北石垣一〇三六番地七	令 四・一・一
岡本医院	医療法人応験堂	佐伯市蒲江大字蒲江浦二一五三	令 四・一・一
佐藤医院	医療法人恵慈会	杵築市山香町大字内河野字三反田二七六一番地一	令 四・一・一
別府市医師会地域保健センター	一般社団法人別府市医師会	別府市西野口町一五―三三	令 四・一・一
ファン薬局長湯店	株式会社ファンメディカル	竹田市直入町大字長湯七九八二番地九	令 四・一・一
有限会社遠藤薬局	有限会社遠藤薬局	臼杵市大字江無田二五六の三	令 四・七・一

#### 大分県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、次の指定医療機関から休止の届出があった。

令和五年一月十日

大分県知事 広瀬 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	休止年月日
石田外科医院	医療法人石田外科医院	佐伯市葛港三八一七番地一	令 四・一・一

#### 大分県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰

令和五年一月十日

大分県報（告示）

一

令和五年一月十日

大分県報(告示)

二

国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。

令和五年一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

医療機関の名称	開設者の氏名	所在地	廃止年月日
保険調剤楼蘭薬局	有限会社日田ヘルス&メディカルシステム	日田市銭測町三一一二	令 四・一〇・三一
岩里薬局三隈店	合資会社岩里薬局	日田市大字高瀬字銭測一六一二・一六一一・一六一三	令 四・一〇・三一

大分県告示第十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第一項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次のとおり医療扶助のための施術を担当させる施術者(開設者である施術者)を指定した。

令和五年一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
國 見 勇 希	くのみ整骨院	佐伯市大字池田一九八八番地一	令 四・一一・一

大分県告示第十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。)の規定により、次の施術者から廃止の届出があつた。

令和五年一月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
國 見 勇 希	くのみ整骨院	佐伯市大字池田字大エゴ二〇六四番地	令 四・一〇・三一